

# 「屋運（おくうん）」の成立

## — 愛知県一宮市内における屋内運動場名の背景 —

中田 敏夫

### はじめに

愛知県の「気づかない方言」として「放課・B紙」などはよく知られているところである。これらは県下に広く分布するものであるが、愛知県西部（尾張地方）一宮市にだけ使われる方言に「屋運（おくうん）」（以下、漢字表記のみで示す）がある。一宮市内の小中学校ではいわゆる体育館をさして、通常このように呼ぶ。また「屋運シューズ」（体育館用運動靴）という名称も生んでいる。このことには方言意識がなく、一宮市内における「気づかない方言」と呼んで差し支えがないだろう。これは周辺の江南市、岩倉市、稲沢市、北名古屋市、春日町、岐阜県の羽島市、各務原市、笠松町、岐南町にはみられず、広く愛知・岐阜・三重県を見渡してもきかれぬ語形である（注1）。

この「屋運」という名称はどのような経緯を経て誕生したのだろうか。これは「屋内（AB）運動場（XYZ）」の略称、「屋運（AX）」であると考えられるが、一般的に現在小・中・高等学校の屋内運動施設は「体育館」と呼ばれている。これを明らかにするためには明治以降の近代学校制度下の運動施設名称、社会教育関連の運動施設名称などを検討する必要がある。本稿は、日本の近代社会のはじまりとともに設置されることになった運動施設の名称を、学校教育、社会教育との関連から追いかけることで、「屋運」という語が成立してきた語的な背景を考察することを目的とする。現在明らかになっている愛知県下の「屋運」の分布、及び全国の状況については稿を改めて論じたい。

### 1 学校の屋内運動施設名称の変遷

昭和22年「学校教育法」（法律第26条）第3条では小学校及び中学校の設置基準について触れられたが、同年「学校教育法施行規則」（文部省令第11号）に設備編制の基本的事項が定められたのみで、高校、大学で定められたような独立した省令はなく、具体的規定がないままに来ていた。平成14年になり「小学校設置基準」（文科省令第14号）が制定され、戦後ではじめて「施設及び設備」が明確にされた。第8条に「校舎及び運動場の面積等」、第9条に「校舎に備えるべき施設」が記され、第10条には「その他の施設」として「小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする」とある。中学校もほぼ同様に規定されている。ここでは屋外の施設としての「運動場」と屋内施設としての「体育館」が学校運動施設として設置が求められていることがわかる。以下、屋外施設としての名称、屋内施設としての名称、その総称と思われる名称について法令

関係を中心にみていくことにする。

### 1. 1 明治時代

明治5年「学制」発布により小学校の教科として「体術」が採用され、翌年には「体操」と名称が変更された。明治14年の「小学校教則綱領」「小学各学科程度」には「体操ハ毎日凡二〇分間、適宜之ヲ課スベシ」とされているが、行われる場所の規定はない。「遊歩場」、「講堂」など教室の内外で適宜行われたものと考えられる。ただ「体操場」という名称はいち早く「新潟県小学校建築図」（明治8年）（注2）、明治9年「愛知県師範学校付属小学校校則 生徒心得」（「禁条（六）体操場外ニ散歩スルコト」）（注3）などの地方学校の校則にもみられる。また、「学校施設関係の法令で、文部省の関与した条文で最も重要なもの」（注4）とされ、後の学校建築に重要な影響を与えた明治15年「文部省示諭」「小学校ノ建築」には、「体操場及遊技場モ亦男女ノ区域ヲ別ニシ且砂等ヲ敷キ平坦ニシテ且ツ乾燥ナラシムベシ」とあり、「体操場」が学校施設として明確に位置付けられていたことがわかる。これが屋外施設か屋内施設かは明確ではない。

明治23年「小学校令」（勅令第215号）を以て制定された明治24年「小学校設備準則」（文部省令第2号）において、日本における学校施設に関する基準がはじめて立法化された。小学校令第17条では「小学校ニ於テハ校舎校地校具体操場ヲ備ヘ又農科ヲ設クル」とした上で、小学校設備準則第六条には次のようにある（注5）。

体操場ハ成ルヘク校舎ニ傍フテ備フルヲ要ス

以上より「体操場」という名称は明治時代の最初期から使用されていることがわかるが、これは小学校の教科「体操」が実践される場として、「体操場」という名称になったものと思われる。ただし「たいそう・ば」なのか「たいそう・じょう」なのかは今後の課題である。

ところで明治20年富山県通達「施設規定」には「体操場ハ可成、別棟又ハ校舎内ニ設クベシ。而シテ其構造ハ周囲窓ヲ穿チ、空気ノ流通ヲ好クシ、且場内ニ器械架ヲ設ケ、体操用具ヲ列スル準備ヲナスベシ。尤モ床ヲ設クル時ハ床板ハ一層丈夫ナル様注意スベシ」（注6）とある。積雪寒冷地であることから屋内での体操の実施が必要とされたものであり、この場合、体操場は屋内の空間を指していることがわかる。体操場はあくまでも体操する場のことであり、体操場として別棟を建てても、屋内施設の一部をそれに充ててもよいことがわかる。一方明治11年開設された文部省直轄の、体操に関する師範学校の性格を持った「体操伝習所」には、屋内施設としての「体操教場」が設置されていた（注7）。ここでは教科用書に基づき室内体操が行われており、見取り図などをみると独立した体操専用の建物であったようである（注8）。したがって、前述の明治24年「小学校設備準則」で示された「体操場」自体は屋外施設を想定していたものと考えられるが、富山県や体操伝習所の事例より、当時屋内施設としての体操場も生まれていたことがわかる。このような実態があり、明治28年の文部大臣官房会計課建築掛「学校建築図説明及設計大要」では体操場の施設を二つに明確に分けた記述となったものと

考えられる（注9）。即ち、学校建築の「総説」では、まず「体操場」は次のようになっている。

体操場ハ成ルヘク敷地ノ南方又ハ西南、東南トシ凡テ光線ヲ生徒ノ左側ヨリ採ルヲ要ス

これは次の「雨中体操場・雨天体操場」への言及と対照すれば屋外施設を指したものと考えられる。同書の「尋常中学校及尋常師範学校」「教室及事務室等」では「雨中体操場」として、「構造ヲ簡略ニシ平屋建ニシテ採光換気上ニ注意シ内部ハ土間ニスヘク又天井ヲ設クルノ必要ナシ」とあり、また同書「尋常中学校及尋常師範学校設計ノ实例」（大分県）には「雨天体操場総建坪」（平屋48坪）という形で、「雨天体操場」の名称がみられる。「体操場」が屋外施設を特定する、ないしは総称として使われるのに対し、屋内施設に対してはじめて「体操場」に「雨中・雨天」を被せた形で明示されることになった。この「学校建築図説明及設計大要」は「文部省から発刊されたパンフレットであっただけに、文部法令の各設備準則に従った」ものであり、「その影響は、はなはだ大きく、明治以降の学校建築の定型化の原型を示すルーツであった」とされており（注10）、同書により屋外施設「XYZ（体操場）」に対して、屋内施設の名称を「AB（雨中・雨天）+ XYZ（体操場）」の型で表現する方法が確立したと考えられる。なお、「学校建築図説明及設計大要」には小学校の屋内施設への言及はない。

このように屋外と屋内を分けて施設を充実整備していった背景には、明治12年教育令で「体操科」が制定されて以降、明治17年師範学校・中学校で「歩兵操練科」の実施、明治24年「小学校教則大綱」で「普通体操」に加えて「兵式体操」の導入など、体操科が拡充されていったことと関係していよう。明治32年省令第37号「小学校設備準則改正」では、体操場設置が基準となる形状、設置面積とともに求められた上に、「必要アル場合ニ於テハ（中略）雨中体操場（中略）ヲ設クヘシ」（注11）と、屋内施設としての体操場も求められた。同じく明治32年「中学校編制及設備規則」には「土地ノ情況ニ依リ校地内ニ雨中体操場ヲ設クヘシ」（注12）とあり、明治32年「高等女学校編制及設備規則」にも「雨中体操場」を備えることが求められていた（注13）。なお、「雨中」と「雨天」の使われ方であるが、「雨天」が大分県での実例であるのに対し、「雨中」は省令で使われた名称であり、「雨中体操場」がこの時期の公式的な名称と考えられる。ただ大正時代以降の状況を見ると「雨中体操場」はほとんど使われておらず（後述）、実際の学校現場での使い方と文部省の使い方にずれがあった可能性もある。

さて、明治33年「小学校令施行規則」（省令第14条）第65条では、新たに次の形で二つを明確に分けている（注14）。

体操場ハ分テ屋外体操場及屋内体操場トス

「屋内体操場」は「土地ノ情況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」とされる。中学校でも、明治34年「中学校令施行規則」（省令第3号）第32条に体操場を屋外体操場及屋内体操場に分けた上で、「屋内体操場ハ生徒控所ニ兼用シ又ハ土地ノ情況ニ依リ之ヲ設ケサ

ルコトヲ得」(注15)とある。高等女学校、師範学校でも同様である。明治32年の省令(「小学校設備準則改正」)などで「雨中・雨天体操場」の名称が使われた直後の改称となる。ここでどのような経緯を経て「屋外・屋内」の用語が用いられたかは不明だが、これにより「雨中・雨天」ということばで屋外施設を限定的に位置付けた形から、「屋外」と「屋内」を対立的に用い、「AB(屋外・屋内) + XYZ(体操場)」の型で表すことになった。そしてXYZ(体操場)は両者の総称となる。この明治33年「小学校令施行規則」の呼称法が基本的には今日まで引き継がれることになるのである。

なお、「雨中・雨天」体操場の呼称が全くなくなるわけではない。明治37年「学校建築設計要項」(文部省官房建築課)では「総説」で屋外体操場と屋内体操場で分けているが、同書の「中学校及師範学校」「教室及事務室」には「雨中体操場 総説ニ依ル」(注16)とある。これは、前述の明治28年「学校建築図説明及設計大要」で示されていた「尋常中学校及尋常師範学校」「教室及事務室等」「雨中体操場」が文書としてそのまま残ってしまったことによる可能性があるが、そうでない事例もある。明治38年体操遊戯取調委員会報告書には「従来ノ雨天体操場ヲ以テ満足スルコト能ワズ」(注17)とあり、「雨中」ないし「雨天」を冠して施設を特定した名称も変わらずみられる。ただし同報告書には「屋内体操場講堂」の仮想設計図が図示されており、これら呼称の間で揺れていたことも考えられる。

## 1.2 大正時代、昭和戦前・戦中時代

「雨天体操場」の例として、大正14年「木造小学校建築耐震上ノ注意」(震災予防調査会震甲第54号)に「雨天体操場」(注18)、昭和9年「島根県学校建築改善要綱」(島根県会第923号)に「教室講堂(雨天体操場)」(注19)がみられる他に、昭和9年「学校建築物ノ營繕並ニ保全ニ関スル件」(文部省訓令第16号)には「講堂、雨天体操場又ハ学生、生徒、児童、幼児ノ控所等ハ特ニ堅牢ナルモノト為シ」(注20)とある。最後は訓令レベルでみられたこの期の「雨天体操場」の唯一の例である。

一方、「屋内体操場」の例は、昭和11年「特殊建築物規則」(内務省令第31号)「第2章学校」の第11条(「小学校ニ在リテハ児童全員ノ避難用ニ供スル為講堂、屋内体操場又ハ(下略)」(注21)や、昭和14年「夜間教授ヲ施ス教室実験室等ノ照明ニ関スル件」(文部次官通牒発建600号)(注22)にみられる。昭和16年の勅令国民学校令を受けて出された昭和19年「臨時日本標準規格国民学校建物」(内閣告示第3号)第2条には「校舎及屋外体操場用校地面積ハ(後略)」(注23)とあり、同第9条には「屋内体操場ハ寒地、多雪地方等ニシテ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ設クルコトヲ得ズ」(注24)とあり、屋内・屋外体操場が用いられている。以上より、この期では雨天体操場の例もみられるが、昭和11年以降の主立った法令上の呼称は、明治34年の省令(「中学校令施行規則」)で確立した「屋外・屋内体操場」であったことがわかる。なお、雨中体操場の例はこの期の法令関係の資料からはみられなかった。

さて、前述昭和9年文部省訓令第16号「学校建築物ノ營繕並ニ保全ニ関スル件」に

は「運動場」の例が初めてみられる。「二校舎」の項に、

3校舎ノ第1階ニハ階段ニ近接シテ運動場其ノ他適当ナル空地ニ通ズル出入口ヲ成ルベク設クルコト

とある（注25）。ここは体操場と同義で使われている。後述の戦後から現代まではむしろ「運動場」が使われることを考えると、その早い時期の法令上の使用例だと言える。また、前述昭和11年内務省令第31号「特殊建築物規則」「第2章学校」の第16条には「屋上運動場」の用語がみられる。「屋上運動場ノ周囲ニハ高1.1メートル以上ノ扶壁ヲ設クベシ」（注26）とあり、建物の屋上を運動場として使うことを認めた省令である。ここでは屋上「体操場」ではなく、「運動場」が用いられている。なお、運動場が「うんどう・ば」なのか「うんどう・じょう」なのかは「体操場」と同じく今後の課題である。

### 1.3 戦後から現代

昭和22年学校教育の基本を定める「学校教育法」が公布されたのを受け、定められた昭和22年文部省令第11号「学校教育法施行規則」第1条には「学校には、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、体操場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない」とある。同規則の他の箇所でも「体操場」が使われていて、ここでは「体操場」であることがわかる。しかしその6年後の昭和28年文令25改称では「(前略)必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を(後略)」となっており、この間に「体操場」から「運動場」への名称変更がなされていることがわかる。ただ、この施行規則を受けて、小学校・中学校については設置基準は直ぐには定められなかったが、高校では昭和23年「高等学校設置基準」(文部省令第1号)が規定された。第17条には「校地、運動場、校舎その他の面積に関する基準は、第二号表による」とされ、「運動場」が使われていることがわかる。また、昭和23年文部省発行「保育要領—幼児教育の手びき」には「運動場は日光のよく当たる高燥で排水がよく、夏には木蔭があり、冬は冷たい風にさらされないところを選ぶ」(注27)とあり、屋外運動施設名称に「運動場」をいち早く用いていたことがわかる。以上により、法令上は昭和22年の「学校教育法施行規則」だけが戦前にもみられた「体操場」が化石的に残ってしまったのに対し、戦後は「運動場」が法令上広く用いられて現在まで来ていることがわかる。

次に屋内施設の方についてみていく。昭和22年、学校建築の標準規格を定めた特許標準局JESI301(日本建築規格)「小学校建物(木造)」(注28)、及び日本規格協会「小学校建物(木造)解説」(注29)では「屋外運動場」がみられる。また、昭和24年「木造中学校建物」(商工省・文部省告示第1号)には、「屋外運動場」とともに、「屋内運動場」の記載がみられる(注30)。これらより「AB+XYZ」の型をとり、ABには「屋外・屋内」が、XYZには「体操場」ではなく「運動場」がとられていることがわかる。

その後、昭和31年「木造中学校建物」(文部省告示第63号)にも「屋外運動場」がみられ(注31)、昭和42年文部省管理局教育施設部「学校施設指導要領」でも一貫して「屋

外・屋内運動場」が用いられている（注32）。例えば、同要領の「記述の範囲」で「小学校、中学校、高等学校、幼稚園の校舎、屋内運動場に関する指導にあたっては、この指導要領による」（注33）ものとし、校地面積基準表には、「校地には校舎敷地、屋外運動場、プール、理科実験実習地を含み」（注34）とある。

また、設置基準とは別の法令関係をみると、昭和28年制定の災害復旧に対する本格的な国庫負担制度である「公立学校施設費国庫負担法」（法律第24号）では、最終改正が平成19年であるが、一貫して「屋内運動場」の名称が用いられている。公立義務教育諸学校の施設整備に関する経費を恒久的に国が一部を負担することとする昭和33年制定の「義務教育諸学校施設費国庫負担法」（法律81号）は最終改正平成20年（法律73号）までやはり一貫して「屋内運動場」が用いられている。第2条「この法律において『建物』とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう」のようである。

以上より、戦後直後の昭和22年の「学校教育法施行規則」だけがXYZが戦前からの「体操場」であったのに対し、戦後は一気に「運動場」に取って代わっていった。それと軌を一にし、屋内施設の方もXYZが「体操場」から「運動場」へ代わっていたことがわかる。戦後から現代までの学校運動施設の名称はほぼ一貫して「AB + XYZ」の型をとり、「屋外・屋内 + 運動場」であったことがわかる。

ところで、戦後の法令関係には屋内施設の名称として「屋内運動場」とは別の呼称もみられるようになった。それが「体育館」である。昭和23年の「高等学校設置基準」第19条には備え付けなくてはいけない施設として「6図書室、講堂、体育館」と、はっきり「体育館」が出てくる。大学でも昭和31年「大学設置基準」には「なるべく講堂、体育館及び寄宿舎を備えるものとする」のように「体育館」が用いられている。一方小学校中学校では平成14年になり「体育館」が施設として定められた。「小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする」（「設置基準」第10条）とある。中学校も同様である。何故小学校中学校の設置基準が高校、大学からこれほど遅れたのが問題となるが、昭和23年高校の設置基準が出されて半世紀後、高校大学に準拠した形で「体育館」が用いられることになった。ただし、小中学校では既に見てきたように「体育館」はこの設置基準だけにみられるのであり、前述の通り多くの法令関係は「屋外運動場」が依然として現在も生きて用いられている。また例えば、文部省が関わった図書をみると、昭和36年『学校屋外運動場照明設計資料』（文部省 東洋館出版社）、昭和53年・57年『学校屋外運動場の整備指針』（日本体育施設協会ほか プレスギムナスチカ）、昭和57年『学校屋外運動場照明設計資料』（文部省 東洋館出版社）などと（注35）、書名に「屋内運動場」が正式呼称のように用いられている。「体育館」は戦前の法令関係には一切みられないことから、設置基準上の「体育館」はむしろ例外であるかのように映る。なぜ、戦後直ぐに高校、大学では「体育館」が用いられ、小中学校では用いられなかったのか、それは学校教育とは別の場面での「体育館」の成り立ちとも関係していると考えられる。第3節で考察したい。

## 2 社会体育施設としての「体育館」の歴史

『[最新] スポーツ事典』によれば、「体育館」という語が日本で初めて使われた時期は次のようである（注36）。

明治34年に日本体育会は将来事業計画のなかに「体育館」の建設を打ち出した。これが日本ではじめて使用された体育館ということばである。そのねらいからすると、当時使用されていた「屋内体操場」のイメージを超え、遊戯運動場と講堂を含む会堂であり、会員組織の建物から推察すれば「会館」を意味していたと考えられる。

これによれば、すでに学校教育の現場にあった屋内施設「体操場」に「講堂」の機能を持たせ、集会・会議なども目的に含みこんだ「会館」的建物が日本体育会により提案されていたことになる。日本体育会は、「明治24年退役下士官日高藤吉郎が創立した富強主義的体育の啓蒙普及を目指す任意団体で、当時唯一の、そして現存するわが国最古の体育団体」（注37）である。同会は「学校・社会・軍事の各方面で体育活動を展開するとともに、雑誌講演などを含めて国民体育の啓蒙普及に先駆者的機能を発揮し、急速に本会の公共性を獲得し」（注38）た組織であり、創立の年に神田錦町と本郷に「体育場」を設けている（注39）。注目されるのは前節でみた学校運動施設名称にはみられない「体育+場」という名称である。日本「体育」会は文部省の「体操」という教科名と差異化をはかっていたのだろうか。したがってこの「体育館」の提案も、「会館」というよりも「体育+館」と解釈することもできるだろう。その後、日本体育会は、明治40年東京上野で開催された「東京勸業博覧会」で「体育館」を出品している。これは医務室、事務室、更衣室などからなる正面二階建と室内運動場、室内遊泳場で構成されており、木下(1979)は「それまでの体育施設すなわち体操場についての認識では把握できない建造物であり、「それゆえに“場”でなく“館”を用いて『体育館』と称した」とする。ただしこれは博覧会用に建設されたものだったので、博覧会終了後解体されている。

日本で最初の常設の体育館は、大正6年神田美土代町に作られた東京YMCAの「体育館」であった。これは重層構造の鉄筋コンクリート造りであり、主体育場ではバスケットボール、バレーボール、体操、ハンドボールの競技場として、さらにボーリングアレー2レーン、地下に室内プールを備えた画期的な施設であった（注40）。その後、昭和12年文部省は神田一ツ橋に屋内の大運動場と水泳場からなる鉄筋コンクリート造りの「国民体育館」を建設する。これらは学校教育とは別のところで設置されており、またその規模・内容は学校の屋内施設とは大きく異なっている。しかしながら、この存在によって「体育館という名称が定着することになり、「当時はその名称を冠したものは社会体育施設と考えられていた」（注41）と思われる。

第二次世界大戦後、社会教育施設としての「体育館」は充実してくる。国民の中でスポーツが普及し、国民体育大会、東京オリンピックなどの競技会が契機となり総合運動

場、体育館等のスポーツ設備は量的・質的にも整備される。昭和36年法律141号「スポーツ振興法」は公共施設への国庫補助政策を明確にしたものであった。第12条(施設の整備)には「国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない」とある。地域社会における運動設備充実が法的にも明確にされたものであり、そこでは明確に「体育館」と呼ばれていることがわかる。戦前昭和13年厚生省の設立と同時に「体力局」が設置されたが、「国民体育」をめぐる施設に関して、例えば1938年総合運動場建設計画(5カ年計画で人口10万人以上の60都市)が発表されたりしている(注42)。実際には制約された予算で実現は厳しかったが、このように、ねらいは別として戦前から現在まで国民体育、国民スポーツへの施策が様々な施設整備につながってきた。体育館もその一つであった。

### 3 学校運動施設「屋内運動場」と社会体育施設「体育館」の交差

『学校屋内運動場の整備指針』によれば「学校屋内運動場」は次のように説明される(注43)。

学生・生徒・児童が、屋内で運動を行う建物の総称で、体育館、格技場(柔道場、剣道場など)、屋内プール等の主室およびこれに付属する控室、器具室、シャワー室、便所など、ならびに上記の各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下(吹き抜けの渡り廊下を除く)などの通路部分をいい、へき地教育振興法第3条第3号を含み、講堂兼用の体育館も屋内運動場として扱われる。なお、これらに付属する電力、給排水、ガスなどの付帯設備も含まれる。このように、学校屋内運動場として扱う種類と範囲は多岐にわたる。

一般的に小学校から中学校、高校、さらには大学へと進むにつれて体育が専門化高度化し、競技毎の施設が建設されることになる。中には体育館、柔道場・剣道場などの格技場、武道館、屋内プール等のすべての施設を所有する学校もあるだろう。既に述べたが、昭和23年の「高等学校設置基準」では備え付けなくてはいけない施設として「体育館」が特定された。この場合の「体育館」はバレーボール等の球技が行える個別施設である。これに対するものは柔道場、剣道場などの屋内運動施設となる。結果、「屋内運動場」は狭義の屋内施設名称(「体操場」的な存在)から、屋外の運動施設に対する屋内の運動施設の総称の位置にくることになる。即ち屋内運動場の指し示す内容は、戦前までの体操場的な個別施設名としての「屋内運動場」の性格から、上記『整備指針』の説明にあるような屋内運動施設の総称となっていくことになるのである。ここに戦前まで用いられてきた狭義の学校運動施設「屋内運動場」と社会体育施設でみてきた「体育館」との交差が生じることになる。



### 3.1 学校の屋内運動施設の変遷

木下（1979）は、明治以降の学校屋内運動施設をその性格から大きく4つにわけている。①明治10年代の体操伝習所で設置された晴雨にかかわらない「体操教場」（体操場）から発足し、②明治20～30年代にかけて有覆体操場（注44）から雨中体操場の意味での講堂兼用の屋内体操場へと性格が変わり、③大正末年以降球技兼用の性格を加えて「体育館」と把握されるようになったこと、④昭和20年代以降には学校規模、運動種目の拡大によって必ずしも雨天用を意味しない複数の体育施設からなる集合体育館の複数化が必要視されるようになり、とくに大学では競技用を兼ねた巨大集合体育館の出現へつらなつた、とする。

明治5年の「学制」発布以降しばらくは、例えば「体操ハ毎日凡二〇分間、適宜之ヲ課スベシ」（明治14年「小学校教則綱領」）とあるだけでその行われる場所の規定はなく、特別な施設があったわけではない。木下（1979）の説く前史にあたる。屋内運動施設の始まりは、木下（1979）の①とともに、富山県明治20年通達「施設規定」にあった体操場である。しかしこれらは体操伝習所施設ないしは寒冷地用で、特別な存在であり、広く全国にこのような施設が備えられていたわけではなかった。

木下（1979）の②は講堂兼用の屋内体操場の時期と説明されるが、明治28年「学校建築図説明及設計大要」には、雨中体操場は「構造ヲ簡略ニシ平屋建ニシテ採光換気上ニ注意シ内部ハ土間ニスヘク又天井ヲ設クルノ必要ナシ」と具体的な設計が規定されている。設備等についての説明はみられないが、「設計ノ实例」として大分県の尋常中学校の雨天体操場、総建坪「平屋 48坪」の例があがっている（注45）。同じく尋常師範学校の仮想設計では「平屋 96坪」となっており、面積の目安が示されている（注46）。雨中体操場の設置を認める明治32年「小学校設備準則改正」、明治33年「小学校令施行規則」などにより、全国を対象に屋内運動施設の設置が認められていったことがわかる。しかし、明治37年「学校建築設計要項」では設置基準が次のようにある（注47）。

屋内体操場ハ平屋建トシ天井ヲ設クルノ必要ナシ、構造ヲ簡略ニシテ風雪ニ堪ユベキ設備ヲ為シ採光換気ニ注意スベシ、内部ハ土間若クハ板張トシ、若シ土間トナストキハ砂又ハ最小砂利敷ヲ可トス、叩キ、煉瓦、石材ノ類ヲ使用スベカラズ

これより屋内体操場は雨天の際の徒手体操などの運動を補完するために造られた、土間ないしは板張の空間であったことがわかる。また、これら屋内運動施設は、「必要アル場合ニ於テハ（中略）設クヘシ」（明治32年「小学校設備準則改正」（注48））、「土地ノ情況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」（明治33年「小学校施行規則」（注49））とあるように、必置の施設ではなかった。一方「講堂」はこの時期、明治32年文部省令第3号「中学校編制及設備規則」にみるように、校舎に備えることが求められるものの「講堂ハ儀式等ニ差支ナキ場合ニ限り普通教室ニ兼用スルコトヲ得」（第11条）（注50）る性格でもあった。したがって確かに屋内体操場との兼用も考えられ、木下（1979）が

いう体操場が講堂を兼ねた設計の施設も造られていったことは事実ではあろう。木下(1979)は「屋内体操場兼講堂」を原型として建設された東京女高師附属女学校、香川県立高松高等女学校の屋内体操場を紹介している。しかし全国にそのような施設が積極的に造られていったわけではなく、この時期に屋内運動施設が講堂兼用の屋内体操場へと性格が変わったと言い切るのはむしろかしく、一部そのような性格を持った施設が誕生してきた程度であると考えたい。

木下(1979)は、③は大正末年以降は球技兼用の性格が加わり「体育館」と把握されるようになった時期とするが、果たして学校施設、少なくとも小学校がそのような段階まで達していたと言えるだろうか。木下(1979)には具体的な設計建築された施設が示されていない。その根拠は『師範大学講座体育 第11巻』(昭和11年)などの記載(注51)を以て「球技も可能な“体育館”を要求する時代が到来した」とするものである。大正期から戦前までの法令関係で特段そのような規定が盛り込まれたものもみあたらない。木下(1979)が「戦争の時代はこのような体育館の発達を不可能とする」と述べている通り、少なくとも小学校段階の学校施設では従前通りの状況だったと考えられる。社会体育施設としての「体育館」は前述の通り、かなりこの時期に全国にその存在が認識されていったものと思われるし、学校施設としても後述するが、大学を中心に建設がみられることは確かではある。昭和19年内閣告示第3号「(臨時日本標準規格)国民学校」には「屋内体操場ハ寒地、多雪地方等ニシテ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ設クルコトヲ得ズ」(注52)とあるように、むしろ戦時下学校の屋内運動施設の設置に歯止めをかけた文言になっていることがわかる。

木下(1979)の④の昭和20年代以降に関する指摘は、戦後の体育教育の内容に大きく関わっている。昭和22年新学制が発足し「学校体育指導要項」が公表された。運動の領域は小学校では体操(徒手・器械)、遊戯(遊戯・球技・水泳・ダンス)、中学校・高等学校・大学では体操、スポーツ(陸上競技・球技・水泳)、ダンス、体育理論に分けられ、「従前の徒手体操・器械運動中心の内容から遊戯・スポーツ中心の内容に大きく転換」(注53)することになったのである。学校に設置される体育施設も当然ながらそれに対応したものが求められることになる。その意味で高校が、同じ昭和23年に設置基準に「体育館」が備え付けなければいけない施設とされたのはまさしくこの体育内容に対応したものであった。大学も同様である。

### 3.2 学校体育に入り込んだ「体育館」

昭和2年文部省編纂による『運動競技場要覧』という本が出版されている(注54)。その凡例には次のようにある。

近時学校体育並社会体育の勃興せるに伴ひ各方面に於て運動場の改善開設を計画するもの多きを加へ其施設経営に当るものにして運動場の概要に関する参考資料を要求する向が少くない。本編は(中略)各運動種目につきその運動場の面積、設備、経費、構築法等の概要を既述したものである。則ち学校体育並社会体育に関し運動

場の施設経営者に於て本書を利用せらるれば参考となること決して少なくないと信ずる。(1-2ペ)

昭和2年当時既に「運動場」という用語を用い、「学校体育」、「社会体育」という観点が出されると同時に種々の運動施設が求められていたことがわかる。その中に「体育館(ジムナジウム)」という項がある。次のようである。

体育館は相当の大きさを有することが必要である。学校に於て設けられる場合は運動を行ふホールの広さ長方形ならば少くとも長さ十五呎幅十呎以上、正方形ならば、その一辺十二米、壁面の高さ床面より少くとも五米なければならぬ。(中略)

館内にはホールの外、運動器具置場、更衣室、浴室、医務室、観覧席等を設ける。ホール内に設備すべき主なる運動用具は、肋木、梯子(固定梯子、移動梯子等)、鉄棒、吊棒、吊繩、斜繩、平行棒、吊環、チェストウエイト、バスケットボールゴール、ヴァレーボール用ネット等である。(54-56ペ)

このほかに採光、床面の指摘などがあるが、注目されるのは「学校に於て設けられる場合は」と、学校運動施設の一つに「体育館」を押さえた点である。管見によれば学校施設対象に「体育館」が用いられたのはこれがはじめてである。

既述の通り、「体育館」は明治40年「東京勸業博覧会」で出品されて以来、東京YMCA体育館(大正6年)、文部省建設の国民体育館(昭和12年)など専ら社会体育の場で広まっていった。一方昭和の戦前期、学校教育の現場でも「体育館」が確かに建設されている。大正8年落成の立教大学の体育館の件、昭和7年落成の市立一中の件などが新聞紙上で確認できる(注55)。その意味では先に否定した木下(1979)③の見解を裏付ける資料ではある。しかしこれらはいずれも中等高等教育における施設であり、小学校レベルでの建設ではない。

以上から、「体育館」と呼ばれるためには一貫して施設としての面積、設備が条件となっていることがわかる。その施設が学校教育のものか社会教育のものかで名称を分けるものではない。「体育館」の資格を持てば学校教育の施設でもその名称が付されるのである。では、なぜ、戦後小学校中学校で建設された屋内運動施設は十分「体育館」の資格を持っていたのに、法令上「屋内運動場」と呼び続けられたのだろうか。例えば、昭和42年文部省管理局教育施設部「学校施設指導要領」には「小学校屋内運動場適正面積案」として学級数33以上にあつては、温暖地の場合体育室は988㎡、ステージ等120㎡、器具室等72㎡、計1180㎡となっている。また設備面でも体操場(体育室)だけでなくステージ、器具室なども認定されており、十分「体育館」の資格を持っている。それにも関わらず、先の指導要領は「小学校『屋内運動場』適正面積案」となっている。

ひとつは、「高等学校設置基準」では「備え付けなくてはいけない施設」として「体育館」が出てくるのに対し、小・中学校は「ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない」(「小学校設置基準」第10条)とする但し書きが付いている点である。全国のすべての学校にかならず設置を求められ

ない背景には、例えば島嶼や山間避地によっては学校規模の関係で建設がむずかしい場合もあるだろう。その意味で平成14年の設置基準までより充実した施設を意味する「体育館」という名称が使えなかったのではないだろうか。

もうひとつは小中学校の現場では法令とは関係なく、ほとんどの地域で「体育館」という名称を使っているのは、法令上の用語との整合性にある意味で無頓着でいられる学校社会であることによる。愛知県で気づかない方言として有名な「放課」もそうであろう。法令等の名称に厳密な整合性を持つ必要を感じれば、「屋内運動場」を子ども達と共に使うことになるだろうし、実質(中身)を優先すれば「体育館」と呼びつつ、法令の方を実態にあわせるよう場合によっては国に求めることになるだろう。しかし実態は、かなりの数の小中学校で、学校図面では「屋内運動場」という名称を書き込み、通称の「体育館」を口にしていく。戦後この整合性は、平成14年の「小学校(中学校)設置基準」になってはじめて取られることになった。ただし既にみたように、設置基準以外の学校建築関係法規等には、例えば昭和33年制定の「義務教育諸学校施設費国庫負担法」は最終改正が平成20年にも関わらず、「屋内運動場」が変わらず用いられている。法令等と通称のずれはまだしばらく続くのかもしれない。

#### 4 「屋運」という名称の成立

これまで学校運動施設の名称を、特に屋内施設を中心にその施設の変遷と共にみてきた。これは愛知県一宮市で使われている「屋運」ということばの背景を明らかにするた

明治時代	(1)	(2)	(3)	(4)
総称	； 体操(教)場	体操場	体操場	体操場
屋外施設	； —	体操場	体操場	屋外体操場
屋内施設	； —	体操場	雨中・雨天体操場	屋内体操場(雨天・雨中～)
大正～戦中時代	(5)		(6)	
総称	； 体操場		体操場・運動場	
屋外施設	； 屋外体操場		屋外体操場	
屋内施設	； 屋内体操場(雨天～)		屋内体操場	
戦後から現代	(7)		(8)	(9)
総称	； (体操場)運動場		運動場	運動場
屋外施設	； 屋外運動場		屋外運動場	運動場
屋内施設	； 屋内運動場		屋内運動場	屋内運動場・体育館

めであった。ここで、施設名の変遷を法令を中心にまとめておく。

「屋運」という名称は「屋内(AB)運動場(XYZ)」の略称「屋運(AX)」であると考えられるので、戦後のある時期に略称が成立したものであろう。細かな想定は別稿に譲るが、この省略が起こった契機は、前述の「法令上の用語との整合性にある意味で無

頓着でいられる学校社会」とはちょうど逆の法令等の文言に忠実に従った結果、「屋内運動場」を図面に書き込み、かつその「屋内運動場」を口にしていたことによるものであろう。ただそれが長いために語頭を取って省略形を生んだものであろう。このような現象が一宮市で起こったのは偶然によるものだが、「屋運」に至るまでの言語背景は全国同じ条件にあるわけであるので、他の地域にも起こりうる現象だと考える。現在、山口県防府市で一宮市と全く同じく「屋運（おくうん）」と呼んでいる小学校があることをつかんでいる。防府市立牟礼南小学校と大道小学校である。一宮市と同様に防府市内だけに限られるかどうかは今後の課題だが、遠く離れた二つの市で同じ現象が起きていることは興味深い。

実は「屋運」とは別に、いわゆる体育館を「屋体」と呼んでいる小中学校も存在する(注56)。上記大正～戦中時代の(6)の段階には「屋内体操場」があり、それからの省略形なのだろうか。それとも法令等には一切みられなかった「屋内体育館」というような名称が介在しているのか。昭和56年発行の『学校施設要覧』(注57)という施設の要覧をする性格の書物に「屋内体育館の概論」というようにこの名称を用いているものもある。「屋内運動場」という既存の語形と、新規登場の「体育館」で「屋内+体育館」という新たなAB+XWZを生み出し、その省略形を作り出したのだろうか。それはまた「屋内(運動場)」という法令上の用語への配慮がそこにはみられるのだろうか。「屋運」「屋体」等の全国的な使用実態も含め、学校運動施設の名称を今後さらに明らかにしていきたい。

#### 引用文献

木下秀明(1979)：近代日本における体育館の歴史(日本大学人文科学研究所研究紀要(22))

(注1) 平成19年度愛知教育大学国語研究室卒業研究「一宮市特有のことは『屋運(おくうん)』の使用に関する調査」(稲垣拓也)による。

(注2) 菅野誠『日本学校建築史』(文教ニュース社 1973)、100 べ

(注3) 『愛知県教育史 第3巻』、339 べ

(注4) 菅野誠・佐藤謙『日本の学校建築－発祥から現代まで－』(文教ニュース社 1983)、331 べ

(注5) 菅野誠・佐藤謙『日本の学校建築－資料編－』(文教ニュース社 1983)、85 べ

(注6) 日本体育施設協会編『学校屋内運動場の整備指針』(ほるぶ社 1983)、37 べ

(注7) 木下(1979)による。

(注8) 『筑波大学体育科学系・附属図書館共催特別展 身体と遊戯へのまなざし～日本近代体育黎明期の体操伝習所(明治11～19年)』掲載資料(平成11年12月6日～12月17日)の「体操伝習所体操場見取り図(故大場一義氏蔵)・体操伝習所写真」(木下秀明氏蔵)などによる。

(注9) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、110-138 べ

(注10) 前掲『日本の学校建築－発祥から現代まで－』、327-328 べ

(注11) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、148 べ

(注12) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、140 べ

(注13) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、141 べ

(注14) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、155 べ

(注15) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、162 べ

(注16) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、188-193 べ

(注17) 前掲『学校屋内運動場の整備指針』、38 べ

(注18) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、240 べ

(注19) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、251 べ

(注20) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、267 べ

(注21) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、281 べ

(注22) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、284 べ

(注23) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、289 べ

(注24) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、290 べ

(注25) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、268 べ

(注26) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、282 べ

(注27) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、321 べ

(注28) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、310 べ

(注29) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、312 べ

(注30) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、372 べ

(注31) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、402 べ

(注32) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、437 べ

(注33) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、437 べ

(注34) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、444 べ

(注35) 前掲『日本の学校建築－資料編－』、556-560 べ。「文部省等発行施設関係図書一覧」

(注36) 日本体育協会編 (大修館 1987)  
(注37) 木下秀明「明治時代における日本体育会の史的意義」(『体育学研究 10 (2)』1966)  
(注38) (注35)に同じ。  
(注39) 木下秀明「明治時代後半における日本体育会の事業」(Research Journal of Physical Education Vol.17, No.6 1973)  
(注40) 日本体育施設協会監修『体育館』(第一法規出版 1974)  
(注41) 日本体育協会編『[最新] スポーツ事典』(大修館 1987)  
(注42) 中村祐司「戦時下の「国民体育」行政 - 厚生省体力局による体育行政施策を中心に -」早稲田大学人間科学研究 5 (1) 1992)  
(注43) 前掲『学校屋内運動場の整備指針』33-34 ぺ  
(注44) 木下 (1979) によれば「有覆体操場」とは、三島通良著『学校衛生学』(明治 26 年)にある施設で、雨天、寒暑激烈の際に使えるように覆いを持ったもの。  
(注45) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、129 ぺ  
(注46) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、130 ぺ  
(注47) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、189 ぺ  
(注48) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、148 ぺ  
(注49) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、155 ぺ  
(注50) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、140 ぺ  
(注51) 書中安田弘嗣が「体育館」を執筆。木下 (1979) によれば安田は球技可能な「体育館」にとどまらず室内陸上トレーニング場の必要も指摘していた。

(注52) 前掲『日本の学校建築 - 資料編 -』、290 ぺ  
(注53) 細川俊夫ほか編『教育学大事典』「体育科教育」(第一法規 1978)  
(注54) 山海堂出版部出版。  
(注55) 立教大学の例は、見出しに「立教大学の体育館本日中に落成」、本文には「実之本邦大学中先鞭をつけたものである」とある(大正 8 年 9 月 10 日読売新聞朝刊)。市立一中の例は、見出し「市立一中の体育館落成式」、本文には「九段の東京第一中学校は十二日午前十時から同校に新築された体育館の落成式を挙行した」とある(昭和 7 年 11 月 13 日夕刊)。  
(注56) 例えば宮城県登米市立北方小学校の「お知らせ」には「校舎・屋体の大規模改造工事について」とある(<http://www.cms-school.jp/~kitakata/>)。  
(注57) 学校施設要覧編集員会編(産業調査会出版部発行 1981)

(なかだ・としお)